

四日市港管理組合公報

第1093号

令和5年2月3日

金曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2

告 示

- 四日市港管理組合収納代理金融機関の全部を改正する告示 (出納室) 3

規 則

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年四日市港管理組合規則第2号）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年2月3日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第1号

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>条例第2条第4号イ</u>の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第4号イ</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の管理者が定める特別の事情）</p> <p>第2条の2の2 （略）</p> <p>（条例第2条の3第3号ハの規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ハ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(i) 条例第2条の3第3号ハに規定する当該子について、保育所等（条例第3条第5号に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込</p>	<p>（<u>条例第2条第3号イ</u>の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第3号イ</u>の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（条例第2条の3第3号及び条例第2条の4の管理者が定める特別の事情）</p> <p>第2条の2の2 （略）</p> <p>（条例第2条の3第3号ハの規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ハ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(i) 条例第2条の3第3号ハに規定する当該子について、保育所等（条例第3条第5号に規定する保育所等をいう。以下同じ。）における保育の利用を希望し、申込</p>

<p>みを行っているが、当該子の1歳到達日（<u>条例第2条第4号ロ(イ)</u>に規定する1歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)</p> <p>第2条の4 条例第2条の4第3号の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（<u>条例第2条第4号イ(イ)</u>に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第2条の3第3号ハに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日（<u>条例第2条第4号イ(イ)</u>に規定する1歳6箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>みを行っているが、当該子の1歳到達日（<u>条例第2条第3号ロ(イ)</u>に規定する1歳到達日をいう。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)</p> <p>第2条の4 条例第2条の4第3号の規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が2歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（<u>条例第2条第3号イ(イ)</u>に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 条例第2条の3第3号ハに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6箇月到達日（<u>条例第2条第3号イ(イ)</u>に規定する1歳6箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第1号

四日市港管理組合収納代理金融機関（令和4年四日市港管理組合告示第8号）の全部を次のとおり改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年2月3日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見 勝之

1 四日市港管理組合収納代理金融機関

株式会社三十三銀行 国内所在の店舗

株式会社三菱UFJ銀行 四日市支店 四日市市諏訪町

四日市中央支店 //

2 事務の範囲

指定金融機関の取り扱う収納事務

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
